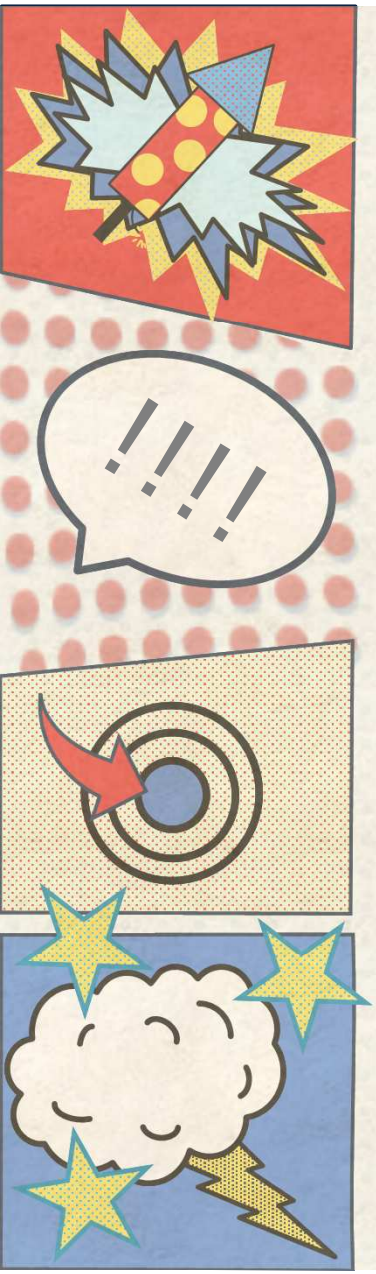

NO. 1191

配偶者控除

平成31年4月1日現在法令等

★配偶者控除とは

□ 納税者に所得税法上の控除対象配偶者がいる場合に
一定の金額の所得控除を受けることができるもの

★適用要件

□ その年の12月31日の現況で以下のすべてに該当する人
①納税者本人の合計所得金額が1,000万円以下
②民法の規定による配偶者（内縁の妻はＮＧ）
③納税者と生計を一にしている配偶者
④青色申告者の事業専従者としてその年に給与の支払いを受けていない配偶者
⑤白色申告者の事業専従者でない配偶者
⑥年間の合計所得金額が48万円以下の配偶者

★控除額

控除を受ける納税者本人の合計所得金額	控除額	
	一般の控除対象配偶者	老人控除対象配偶者（※）
900万円以下	38万円	48万円
900万円超950万円以下	26万円	32万円
950万円超1,000万円以下	13万円	16万円

※老人控除対象配偶者…その年の年齢が70歳以上の人
□ 配偶者が障がい者の場合には、障がい者控除も重複適用可

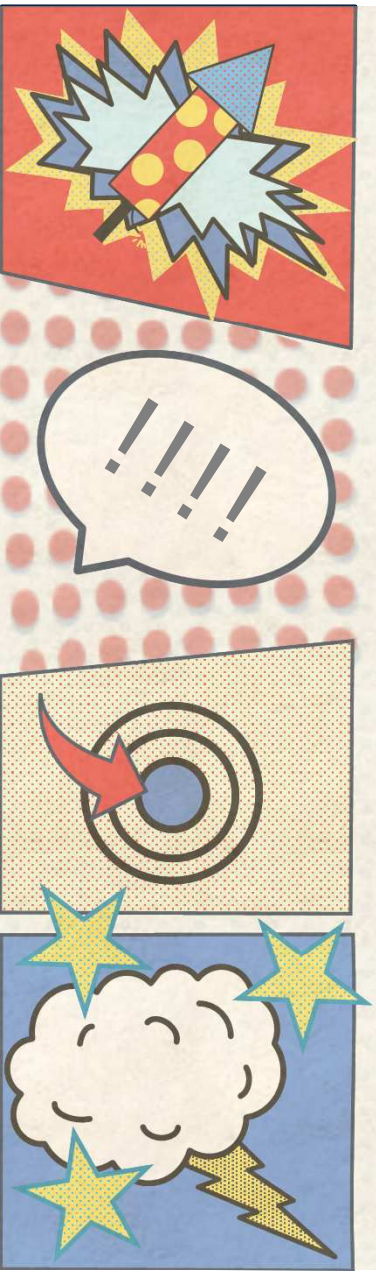

NO. 1195

配偶者特別控除

平成31年4月1日現在法令等

★配偶者特別控除とは

□ 配偶者控除を受けられない場合に、所得金額によっては一定の金額の所得控除を受けることができるもの

★適用要件

□ その年の12月31日の現況で以下のすべてに該当する人

①～⑤　配偶者控除適用要件と同じ

⑥年間の合計所得金額が48万円を超え133万円以下の配偶者

⑦配偶者が納税者を配偶者特別控除の配偶者としていないこと（お互いに適用はＮＧ）

★控除額

配偶者の合計所得金額（給料）	控除を受ける納税者本人の合計所得金額		
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
48万円超　95万円以下	38万円	26万円	13万円
95万円超　100万円以下	36万円	24万円	12万円
100万円超　105万円以下	31万円	21万円	11万円
105万円超　110万円以下	26万円	18万円	9万円
110万円超　115万円以下	21万円	14万円	7万円
115万円超　120万円以下	16万円	11万円	6万円
120万円超　125万円以下	11万円	8万円	4万円
125万円超　130万円以下	6万円	4万円	2万円
130万円超　133万円以下	3万円	2万円	1万円

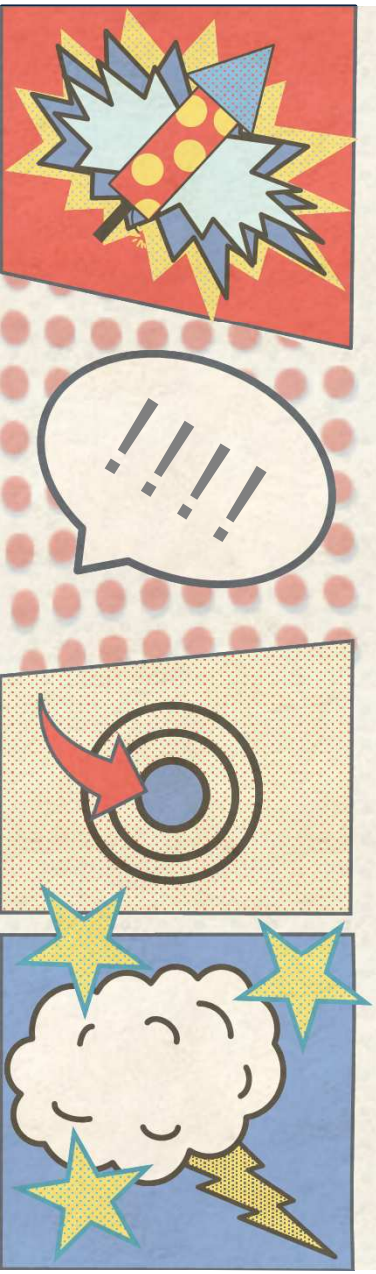

平成31年4月1日現在法令等

NO. 1190

配偶者の所得がいくらまでなら配偶者控除が受けられるか

★配偶者の所得が給与所得だけの場合

□ その年の給与収入が103万円以下であればＯＫ
給与所得＝給与収入－給与所得控除
＝103万円-55万円＝48万円≦48万円

※Ｒ2年分から給与所得控除を一律10万円引き下げ
→配偶者控除の合計所得金額が38万円以下から
48万円以下に変更

★配偶者に給与所得以外の所得がある場合

□ 不動産所得、一時所得、譲渡所得等がある場合でも年間の合計所得金額が48万円以下であればＯＫ
例：給与収入80万円、不動産所得10万円の場合
給与所得＝80万円-55万円＝25万円
合計所得金額＝25万円＋10万円＝35万円≦48万円

※非課税所得や確定申告をしないと選択した配当等は合計所得金額に含めない！

NO. 1800

パート収入はいくらまで所得税がかからないか

★3つの問題

□配偶者本人の所得税の問題
パートの収入が103万円以下、他に所得なし→所得税かからない！

□配偶者控除の問題
配偶者の収入がパートの収入のみで103万円以下→配偶者控除適用可！

□配偶者特別控除の問題
①納税者本人の合計所得金額が1,000万円以下（給与収入のみの場合は年収1,195万円以下）
※所得金額によって配偶者特別控除の最高額が異なる
②配偶者の合計所得金額が48万円超133万円以下であること（パート収入が103万超201万6千円未満かつ他に所得なし）
→配偶者特別控除適用可！

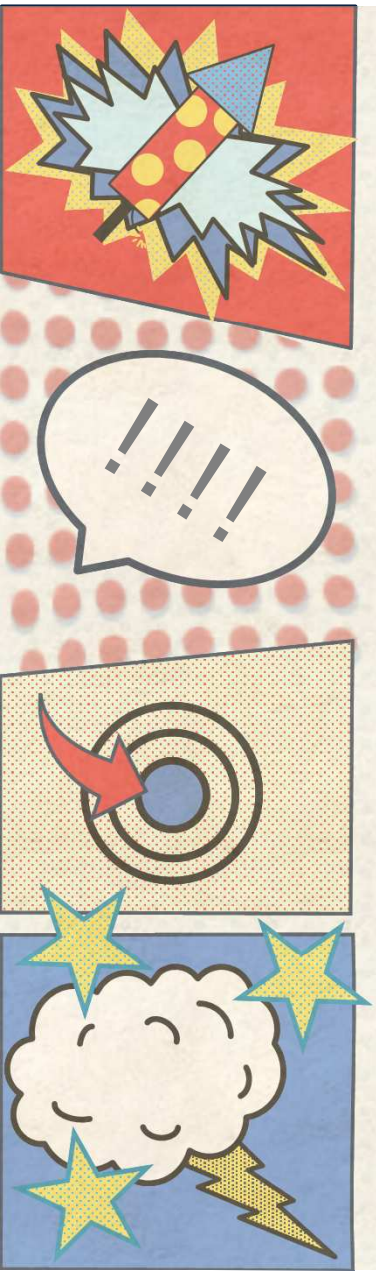

★Q&A

□年の途中で配偶者が亡くなった場合は？
亡くなった時点で要件を満たしていればＯＫ（控除額の月割計算はしない）
※再婚した場合はどちらか1人のみとする

□年の途中で納税者が亡くなった場合は？
亡くなった時点で要件を満たしていればＯＫ（控除額の月割計算はしない）
※要件⑥は1年間の所得を見積もって判定
→判定後に偶発的事由で配偶者に所得が発生してもＯＫ
※再婚等で他の納税者で配偶者控除･扶養控除等を適用することも可

□求職者給付･出産育児一時金･育児休業給付は所得に含めるべき？
課税されないため、所得金額には含めないでＯＫ

□配偶者が国外に住んでいる場合は？
親族関係書類（戸籍等）と送金関係書類（金融機関の書類等）の提出が必要

★おまけ（R2年分以降の給与所得控除額計算表）

給与等の収入金額 (給与所得の源泉徴収票の支払金額)		給与所得控除額
1,800,000円以下		収入金額×40%-100,000円 550,000円に満たない場合には、550,000円
1,800,000円超	3,600,000円以下	収入金額×30%+80,000円
3,600,000円超	6,600,000円以下	収入金額×20%+440,000円
6,600,000円超	8,500,000円以下	収入金額×10%+1,100,000円
8,500,000円超※		1,950,000円（上限）